

平成 29 年 6 月 29 日

株 主 各 位

東京都港区南青山 7 丁目 8 番 4 号
エコナックホールディングス株式会社
取締役社長 奥村英夫

第 137 回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、本日開催いたしました当社第137回定時株主総会において、下記のとおり報告並びに決議されましたのでご通知申しあげます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第 137 期（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第 137 期（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）計算書類報告の件
本件は、上記の内容を報告いたしました。

決議事項

第 1 号議案 資本金の額の減少の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成 29 年 8 月 4 日を効力発生日として、資本金の額を 3,427,811,740 円減少させることを決定いたしました。

第 2 号議案 剰余金の処分の件

本件は、原案どおり承認可決され、第 1 号議案の「資本金の額の減少の件」の効力発生後にその他資本剰余金 107,152,919 円を繰越利益剰余金に振り替え、欠損填補に充当することを決定いたしました。

第 3 号議案 株式併合の件

本件は、原案どおり承認可決され、平成 29 年 10 月 1 日を効力発生日として、普通株式 2 株を 1 株に併合すること及び単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更することを決定いたしました。

第 4 号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第 5 号議案 補欠監査役 1 名選任の件

本件は、原案どおり承認可決され、補欠監査役として出口洋一氏が選任されました。

以 上

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

株式併合の件が承認可決され、株主様の所有株式数が2株から1株に減少いたしますが、今回の株式併合では純資産等は変動しないため、株式市況の変動などの他の要因を除けば、株主様をご所有の当社株式の資産価値に影響はございません。

株主様におかれましては、株式併合に関して特段の手続きはございませんが、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じる場合は、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して端数の割合に応じてお支払いいたします。端数株式の処分代金のご案内は、平成29年12月ごろを予定しております。

その他、本件に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社または下記の当社株主名簿管理人までお問合せください。

株主名簿管理人：三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電 話：0120-782-031（フリーダイヤル）

受付時間：平日9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

単元株式数の変更及び株式併合に関するQ & A

Q1. 単元株式数の変更とはどのようなことですか？

A1. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所における売買の単位となる株式数を変更するものです。今回、当社では単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q2. 株式併合とはどのようなことですか？

A2. 株式併合とは、複数の株式を併せてそれより少数の株式にすることです。今回、当社では2株を1株に併合いたします。

Q3. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか？

A3. 全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までに、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。当社も、東京証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、当社株式について中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として、株式併合（2株を1株に併合）を実施することといたしました。

以 上